

東日本大震災の避難者の方々へ

愛知県弁護士会ニュース 2011年11月号

バックナンバーをお送りします。愛知県弁護士会までご連絡下さい。

弁護士による電話無料相談 どんなことでもご相談下さい。
 毎週月曜～金曜 正午～午後3時
0120-431-990

原発事故 損害賠償額に関する 中間指針 と 東電基準 について

東京電力は、中間指針(※)に従って作成したという賠償基準(東電基準)を発表しました。しかし、東電基準が中間指針を正しく反映したものでどうかには、疑問が示されています。

中間指針と東電基準の比較表を掲載しますので、ご参照下さい(なお、東電賠償基準は、今後見直される可能性もあります。)

被災された方々におかれましては、弁護士にも相談の上、じっくり検討された上で賠償手続きを進めて頂きたいと思えます。

※ 文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会が、賠償問題が早期に解決されることを目指して発表した賠償の指針です。もっとも、中間指針にないからといって、賠償が認められないと決まったわけではありません。最終的に訴訟になれば、裁判所が事案に応じて決めることになります。

| 損害項目 | | 中間指針 | 東京電力の賠償基準 |
|-------------|----------------------|--|---|
| 検査費用(人) | | 必要かつ合理的な範囲で賠償の対象となる。 | 健康診断費用 → 1人につき1回あたり8000円 放射能検査費用 → 1人につき1回あたり15000円 ※その他交通費、宿泊費(下記「生命・身体的損害」③・④の場合と同様。交通費が5000円を超える場合、事情の説明が必要。もっとも、基本的には近郊での検査を予定しているとのことであり、遠方での検査の交通費が全額賠償されるかは不明。) |
| 避難費用 | 指針 | ① 対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用、 ② 対象区域外に滞在せざるを得なくなったことにより負担した宿泊費及びこの宿泊にもなって負担した費用、 ③ 避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用、が賠償すべき損害と認められる。 | ① 同一都道府県の移動については、移動手段にかかわらず、1人につき、移動1回あたり5000円 → 交通費が5000円を超える場合には、領収書の添付及び理由の説明が必要 ② 都道府県を越える場合の移動については、「標準交通費一覧表」の該当する標準金額 ③ 宿泊費については、原則として一泊あたり一人8000円を上限とする。 → 8000円を超える場合には、具体的な理由の説明が必要 ④ 家財道具移動費用については、片道を1回として1度の避難につき、1往復分支払う。 → 都道府県内移動は、移動手段にかかわらず、1回あたり5000円。都道府県外移動の場合は、「標準交通費一覧表」の該当する標準金額 |
| | 算定方法 | ① 交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難者が負担した実費 → ただし、立証が困難な場合は、平均的な費用を推定計算することにより損害額を立証することも認められるべき。 ② 生活費の増加分については、精神的損害の項目に加工して、両者を一括して一定額を算出する。 → 特に高額な生活費を負担せざるを得なかった特別な事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害となる。 ③ 避難指示等の解除等から相当期間が経過した後に生じた避難費用は、特別な事情がある場合を除き、賠償の対象とならない。 | |
| 一時立入費用 | | 交通費、家財道具の移動費用、除染費用等は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。 | 交通費、宿泊費、家財道具移動費用については、上記①ないし④と同様 除染必要については、1時立入1回あたり5000円 |
| 帰宅費用 | | 交通費、家財道具の移動費用等は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。 | 上記①ないし④と同様 |
| 生命・身体的損害 | | ① 避難等せざるを得なくなったため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、病気にかかったり怪我を負ったり、あるいは死亡したことにより生じた、治療費、薬代、逸失利益(逸失利益とは、たとえば、今回の事故によって治る見込みのない怪我を負い、労働能力が半分以上に低下してしまった場合完全に健康な状態であれば得られていたはずの将来の賃金のうち、得られなくなった半分の賃金のことです。)、精神的損害等 ② 健康状態の悪化を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代が賠償すべき損害と認められる。 | ① 累計の請求総額が10万円未満の場合は、実費 ② 累計の請求総額が10万円を超える場合は、原則として領収書に記載の金額 → ただし、指定診断書・承諾書の提出が必要。 また、既往症の悪化に関し、10万円を超えた部分については、自己負担額の50% ③ 通院に要した交通費のうち、タクシーについては領収書に記載の金額、その他の交通機関を利用した場合は、受診1回あたり5000円 → タクシーを利用した場合及びそれ以外の交通機関を利用した場合で費用が5000円を超えた場合は、理由の説明が必要 ④ 宿泊費については、原則として8000円を上限とする。 ⑤ 入院慰謝料は、1日あたり4200円 ⑥ 後遺障害、心的外傷後ストレス障害等及び死亡に関する逸失利益の補償については、個別に対応する(「主な損害項目における補償基準の概要」の記載に基づく。直接請求の書式には記載なし。) |
| 精神的損害 | 第1期 (事故発生から6ヶ月間) | 一人月額10万円を目安とする。 ただし、避難所・体育館・公民館等における避難せざるを得なくなった避難者については、一人月額12万円 | 中間指針と同一の内容 → 生活費の増額分に関する指摘はなし |
| | 第2期 (第1期終了から6ヶ月間) | 一人月額5万円を目安とする(ただし、批判が多く撤回の方向へ。) | 中間指針と同一 → 生活費の増額分に関する指摘はなし |
| 営業損害 | | {(本件事故がなければ得られたであろう収益) - (実際に得られた収益)} - {(本件事故がなければ負担していたであろう費用) - (実際に負担した費用)} | 過去の資料に基づく粗利-支払いを免れた固定費、変動費×本年度の減収率+追加的費用 |
| 就労不能等に伴う損害 | | 給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用 | {従前平均月収相当額} - {直近平均月収相当額} ※ 従前の給与額等の確認ができない場合は、就労タイプを4つに区分した上で、各タイプごとに従前平均月収相当額を目安を定める。 ※ その他転居費用等 |
| 検査費用(物) | | 検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められた場合には、所有者等の負担した検査費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。 | 放射能検査費用 → 1回あたり17000円 |
| 財物価値の喪失又は減少 | | ① 避難指示等により避難せざるを得なくなったことに伴い、対象区域内の財物の管理ができなくなったため、この財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合 → 現実に価値を失い、又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用 ② 放射能物質に汚染されてしまったことにより、平均的・一般的な人の認識を基準として、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合も、上記と同様。 | 「現状ではご被害者のみなさまの財産状況の確認や想定が難しいことや、放射性物質の除染について実施主体や方法を含めた国等の方針が現時点では明らかになっていないことなどから、補償金請求に関するご案内につきましては、現段階でお知らせすることが困難な状況でございますので、後日改めてご案内をさせていただきます。」 |

福島原発事故損害賠償愛知弁護士会をご存じですか？

相談無料ですので、どんなことでも、お気軽にご相談下さい。

活動内容：電話相談、面接相談、東京電力への申請代理、
原子力事故による被害にかかる緊急措置に係る法律(仮払い法)に基づく政府への仮払い申請代理
原子力損害賠償紛争センター(政府ADR)への申立
訴訟提起

連絡先：052-968-7535 (ブナの森法律事務所)



借金を、引き継いでしまうかもしれません・・・

本来、相続放棄手続は、相続が発生したことを知ってから3ヶ月以内に行わなければなりません。特例法により、東日本大震災の一定の被災者の方々につきましては、相続放棄の手続きは、11月30日まで行えることになりました。

間もなく手続期間が終了してしまいます。気になる方は、遠慮無く弁護士会までご相談下さい(0120-431-990)。

(なお、相続につきましては、愛知県弁護士会ニュース7月号で特集していますので、ご参照下さい)

悪質な詐欺事件にご注意下さい！！



震災で苦しむ方々の心につけ込み、悪徳商法を行う卑劣な輩が存在します。

- ①震災後、「体内被ばくに効く」と偽り、天然鉱物を販売した男女が、薬事法違反で逮捕されています。原発事故の影響を恐れ、少しでも被害を防止しようと必死になっている人々の心につけ込む卑劣な商法で、1000人あまりの方々、同商品を購入してしまったとのことです。類似商法にお気をつけ下さい。
- ②ヤミ金融が、震災被害者に対して、「被災者支援枠の安い金利で金を貸します。」などと申し向け、生活に苦しむ人々に押し貸しする事件も見られます。ヤミ金融は、貸金業登録をしていない、違法金融です。金利が安いなどと謳っていても、通常の金融機関に比べると、格段に高金利です。貸すときは親切ですが、返せないとなると、暴言を吐く、家族を脅迫する、何度も職場に架電するなどの行為をおこないます。簡単に借りることができてしまいますので、くれぐれもお気をつけ下さい。
- ③震災に便乗した悪徳リフォーム商法も存在するとのことです。例えば、瓦が落ちたとか、配管不具合が生じたなどでひとたび補修を依頼すると、次々販売でその何倍もの不要工事も押しつけられるとのことです。

卑劣な悪徳商法は、後を絶ちません。少しでも怪しいなと思ったら、実際に被害に遭ったりした場合、まずは弁護士にご相談下さい。



徳川ゆかりの地、愛知

岡崎城～徳川園

今回ご紹介するのは、徳川ゆかりの、岡崎城と徳川園です。大河ドラマでおなじみのお江の方は、徳川二代目将軍の妻となりますが、徳川のルーツは、愛知県にあります。

まずは岡崎城ですが、この城内で、徳川家康が誕生しました。江戸幕府は、ここから始まったとも言えます。歴史好きの方も、そうでない方も、岡崎城で悠久の時を感じてみるのはいかがでしょうか。近くに家康館もあり、家康ゆかりの展示物が置いてあるほか、甲冑着用体験などもできます。

詳しくは、<http://okazakipark.com/museum/ka171.htm>

次に徳川園ですが、これは、尾張二代藩主・徳川光友の隠居所跡地へ築造された大名庭園です。自然景観が見事な庭園で、紅葉も楽しめます。隣接して徳川美術館もあり、ここでも、徳川家康の遺品を中心に、大名道具が展示されています。

詳しくは、<http://www.tokugawaen.city.nagoya.jp/>



「子どもの心のケア」支援センターが発足しました

未曾有の大震災により、大人も子どもも、心身ともに大きな被害を受けました。とりわけ、成長過程の未成熟な段階にある子どもたちが負った心の傷は、深刻です。

そこで、被災した子どもたちの心のケアを充実させるため、NPOなど全国40以上の団体が連携して「東日本大震災中央子ども支援センター」(本部・東京)を発足させました。報道によれば、児童精神科医派遣など、中長期的な支援を目指すとのことです。

愛知県弁護士会12月の出張相談会予定

生協生活文化会館(名古屋市千種区本山)

12月

7日(水)、14日(水)、21日(水)

いずれも10時～12時 要予約

予約先：052-781-6176

予約時間：月曜～土曜 午前10時～午後4時

豊橋市民センター(豊橋市松葉町二丁目63)

12月

4日(日)、11日(日)、18日(日)、25日(日)

いずれも10時～12時 要予約

予約先：0532-56-5160

予約時間：火曜～日曜 午前9時～午後9時